

佐賀県環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業 活動計画認定要領

第1 目的

この要領は「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減活動の促進に関する法律」（令和4年法律第37号）（以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の円滑かつ適切な認定を行うための手続について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号、以下「省令」という。）「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号、以下「告示」という。）」「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環パ第161号、以下「ガイドライン」という。）および佐賀県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の認定申請

1 実施計画の作成者

実施計画を作成することができる者は、環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者及びその組織する団体（以下「農林漁業者」という。）とする。

2 農林漁業者が策定する実施計画の内容

農林漁業者が策定する実施計画は、法第2条第4項に定める農林水産業に由来する環境負荷の低減を図るためのいずれかの事業活動にかかるものとする。

- (1) 堆肥その他の有機質資材の活用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動

3 認定の申請

- (1) 法第19条第1項に基づき、農林漁業者が知事に実施計画を提出するときは実施計画認定申請書（別記様式第9号）に実施計画（別記様式第7号）を添付し、農業者にあつては地域農業振興センター、林業者にあつては所管農林事務所、漁業者にあつては玄海・有明水産振興センター（以下「振興センター等」という。）へ提出するものとする。

(2) 振興センター等は実施計画の認定申請を受けたときは、別表1の基準により審査のうえ、実施計画認定申請一覧表(別紙様式第1号)を添付し、農業者については農業経営課、林業者については林業課、漁業者については水産課へ意見を付して提出するものとする。なお、振興センター等は、審査に当たり必要に応じて市町及び専門的な知識を有する関係者及び団体等と実施計画の内容について協議するものとする。

(3) 実施計画の期間満了後も農林漁業者が引き続き計画の認定を受けようとする場合には、実施計画の実施状況を踏まえ、新たに実施計画を作成し、再度認定を受けるものとする。

第3 導入計画の認定等

1 知事は、法第19条第5項に基づき実施計画の認定を行ったときは申請者に対し別記様式第13号により認定証を交付、認定を行うことが適当でないとする者については別記様式第17号によりその旨を通知するとともに、関係する振興センター等および市町へ通知するものとする。

2 県は、実施計画が認定された農林漁業者(以下「認定農林漁業者」という。)の活動内容、計画期間等を記録した実施計画認定台帳(別紙様式第2号)を整備し、保存するものとする。

第4 実施計画の変更等

1 認定農林漁業者は、法第20条第1項に基づき当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、実施計画変更認定申請書(別記様式第18号)に変更後の実施計画及び変更前の環境負荷低減事業活動の実施状況報告書(別記様式第19号)を添付し、第2の3の(1)に準じ申請するものとし、その認定の手続きは、第2の3の(2)及び第3に準じるものとする。

2 認定農林漁業者は、法第20条第2項に定める軽微な変更を行う場合は、実施計画の軽微な変更届(別記様式第20号)を提出するものとする。

第5 実施状況の報告

1 知事は、法第46条に基づき必要に応じ、認定農林漁業者に対し実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた認定農林漁業者は、実施状況報告書(別記第22号様式)により知事に報告するものとする。

第6 認定の取り消し

- 1 知事は認定農林漁業者が、実施計画に従って環境負荷低減活動を実施していないと判断した場合は、法20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事が認定を取り消した場合は、認定農林漁業者等に対し別記様式第21号により通知するとともに、関係する振興センター等および市町へ通知するものとする。

第7 導入計画の作成指導等

振興センター等は、申請者の実施計画の作成に対し、積極的に必要な助言を行うものとする。

第8 個人情報の取り扱い

この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取り扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別途、農林水産部長が定めるものとする。

附則 この要領は令和5年3月31日から適用する。

この要領は令和5年8月7日から適用する。

別表1 環境負荷低減活動事業計画の審査事項

- ア 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、基本計画の内容と整合していること。また、目標が実現可能なものであること。
- イ 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- ウ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- エ 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- オ 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。
- カ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- キ 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- ク 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- ケ 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。